令和元年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

臨時会会議録

令和元年7月4日

議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3会期の決定日程第4諸般の報告

日程第5 選挙第1号 議長選挙

日程第6 議案第5号 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第6号 可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第7号 可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設

置条例を廃止する条例の制定について

日程第9 議案第8号 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理

者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定について

議員定数 20名

出席議員(20名)

議席番号	氏	名		議席番号	氏	名	
1番	髙橋	洋子	君	2番	髙井	厚	君
3番	髙木	伸二	君	4番	澤野	伸	君
5番	柴山	佳也	君	6番	竹内	浩一	君
7番	板津	德次	君	8番	梅村	登次	君
9番	佐藤	光宏	君	10番	櫻井	真茂	君
11番	井戸	敬二	君	12番	加納	福明	君
13番	金子	政則	君	14番	舘林	久宜	君
15番	横家	敏昭	君	16番	細江	茂樹	君
17番	今井	俊郎	君	18番	樋口	春市	君
19番	渡邊	公夫	君	20番	山田	儀雄	君

説明のため出席した者

 管理者
 冨田 成輝 君
 副管理者
 伊藤 誠一 君

 事務局長
 佐合 清吾 君
 総務課長
 奥村 信幸 君

業務課長 平岡 敏郎 君

職務のため出席した者

総務係長 永田 匠 財務係長 大久保 憲

書記 金子 法雄

【開会宣言】 午後1時45分

○副議長(髙井 厚 君)

副議長の髙井でございます。

さて、平成30年7月31日の臨時会より議長をお願いしてまいりました「井戸 亨 前議長」ですが、本年4月29日をもって富加町議会議長の任期が満了となられまし た。従いまして、本組合議会におきましては、現在議長が空席となっております。つ きましては、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行いますの で、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和元年第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開会いたします。ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許しま す。

○管理者(冨田 成輝 君) はい、副議長〔挙手〕。

○副議長(髙井 厚 君) 管理者「冨田 成輝 君」。

○管理者(冨田 成輝 君)

本日、ここに令和元年第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、平素から本組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を 賜り、厚くお礼を申し上げます。

組合の各施設におきましては、皆様方のご協力により安全安定稼働を続けており、 4月から供用開始しました新可茂聖苑につきましても順調に稼働しております。また、旧可茂聖苑の解体工事につきましても着手したところでございます。 さて、本日ご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします案件は、「一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」、「啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」、「新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の廃止」、「一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部改正」の計4件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○副議長(髙井 厚 君)

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

【議席の指定】

○副議長(髙井 厚 君)

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、3番「髙木 伸二 君」、5番「柴山 佳也 君」、6番「竹内 浩一 君」、8番「梅村 登次 君」を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○副議長(髙井 厚 君)

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、 会議規則第86条の規定により、私から、15番議員「横家 敏昭 君」、16番議員「細 江 茂樹 君」のご両名を指名いたします。

【会期の決定】

○副議長(髙井 厚 君)

次に、日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これに ご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長(髙井 厚 君)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしま した。

【諸般の報告】

○副議長(髙井 厚 君)

次に、日程第4「諸般の報告」をします。

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算繰越明許費につきまして、地方自治 法施行令第146条第2項の規定により、管理者からの報告として、繰越計算書が提出さ れました。お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

【選挙第1号】

○副議長(髙井 厚 君)

次に、日程第5 選挙第1号「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○副議長(髙井 厚 君)

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しま した。

お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、副議長において指名すること といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○副議長(髙井 厚 君)

ご異議ないものと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。 それでは、本組合議会の議長に、14番議員「舘林 久宜 君」を指名いたします。 お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「舘林 久宜 君」を本組合議会の 議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○副議長(髙井 厚 君)

ご異議ないものと認めます。よって、「舘林 久宜 君」を本組合議会の議長の当 選人と決しました。

ただ今、議長に当選されました「舘林 久宜 君」が議場におられますので、会議 規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長と交替させていただきます。

〔議長交代〕

○議長(舘林 久宜 君)

一言ご挨拶申し上げます。ただ今、議長の大役を仰せつかりました八百津町議会の 舘林でございます。何分にも若輩者でございますので、皆様のお力をお借りしなが ら、議長の職を全うしたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

【議案第5号】

○議長(舘林 久宜 君)

次に、日程第6 議案第5号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

- ○事務局長(佐合 清吾 君) はい、議長〔挙手〕。
- ○議長(舘林 久宜 君) 事務局長「佐合 清吾 君」。

○事務局長(佐合 清吾 君)

議案書1ページをお願いいたします。議案第5号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。令和元年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられることに伴いまして、使用料の算出方法を変更するものでございます。使用料は単価に基づき算出した金額に1.08を乗じるとなっておりますが、これを消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の消費税を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正するものでございます。条例の施行は、令和元年10月1日からでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(舘林 久宜 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

質疑なしと認めます。これより、議案第5号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物 処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案 のとおり決しました。

【議案第6号】

○議長(舘林 久宜 君)

次に、日程第7 議案第6号「可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

- ○事務局長(佐合 清吾 君) はい、議長〔挙手〕。
- ○議長(舘林 久宜 君) 事務局長「佐合 清吾 君」。

○事務局長(佐合 清吾 君)

議案書3ページをお願いいたします。議案第6号「可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。改正内容は2点ございまして、まず施設の利用時間をわかりやすい表記にするもの。もう1点は令和元年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられることに伴いまして、利用料金の限度額を改定するものでございます。4ページと5ページの別表第1、2にあります浴室の利用日時の午後0時を誤解のない表記の正午とするものでございます。別表第2の「1.宿泊利用料金」から「3.体育館利用料金」までは、税抜き金額に1.10を乗じた後に10円単位で端数処理した金額に改定するものでございます。なお、「4.浴室利用料金」につきましては、同様に算出いたし

ますと利用料金の変更はございません。条例の施行は、令和元年10月1日からでございます。経過措置につきましては、条例施行日以降に受理された利用許可申請に適用し、施行日前に受理された許可申請に係る利用料金は従前の例によるものといたします。なお、改正前の条例を別添資料として配布しておりますので、合わせてご覧ください。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(舘林 久宜 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長(舘林 久宜 君)

質疑なしと認めます。これより、議案第6号「可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号「可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第7号】

○議長(舘林 久宜 君)

次に、日程第8 議案第7号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定 委員会設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます

- ○事務局長(佐合 清吾 君) はい、議長〔挙手〕。
- ○議長(舘林 久宜 君) 事務局長「佐合 清吾 君」。

○事務局長(佐合 清吾 君)

議案書は6ページをお願いいたします。議案第7号「可茂衛生施設利用組合新火葬 場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたし ます。新火葬場につきましては、平成30年度に完成し、平成31年4月から供用を開始 したため条例を廃止するものでございます。条例の施行は、公布の日からでございま す。なお、廃止前の条例を別添資料として配布しておりますので、合わせてご覧くだ さい。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(舘林 久宜 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

質疑なしと認めます。これより、議案第7号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備 運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第8号】

○議長(舘林 久宜 君)

次に、日程第9 議案第8号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における 技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

- ○事務局長(佐合 清吾 君)はい、議長 [挙手]。
- ○議長(舘林 久宜 君) 事務局長「佐合 清吾 君」。

○事務局長(佐合 清吾 君)

議案書は7ページをお願いいたします。議案第8号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。学校教育法の一部改正に伴い一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準を変更するものでございます。「廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める「技術管理者の資格」の基準について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする改正が行われ、平成31年4月1日から施行されたため、当組合の技術管理者の資格基準につきましても同様に改正するものでございます。条例の施行は、公布の日からでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(舘林 久宜 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長(舘林 久宜 君)

質疑なしと認めます。これより、議案第8号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長(舘林 久宜 君)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号「可茂衛生施設利用組合一般廃棄物 処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について」は、原案のとおり決しました。

【議了の官告】

○議長(舘林 久宜 君)

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。 ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

- ○管理者(冨田 成輝 君)
 はい、議長〔挙手〕。
- ○議長(舘林 久宜 君) 管理者「冨田 成輝 君」。

○管理者(冨田 成輝 君)

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申し上げました案件につきまして、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。今後とも、地元の皆様のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと存じます。皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【閉会の宣告】

○議長(舘林 久宜 君)

これをもちまして、令和元年第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会を閉会いたします。

【閉会】 午後2時05分